

令和5年度
滋賀県起業支援事業 滋賀県起業支援金

募集要項

応募受付期間

令和5年4月12日（水）～ 令和5年5月15日（月）12:00(必着)

提出および問い合わせ先

公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ 創業支援課

〒520-0806

滋賀県大津市打出浜2-1 コラボしが21 2階

TEL 077-511-1412 FAX 077-511-1418

E-mail in@shigaplaza.or.jp

1. 事業趣旨・目的

本事業は、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「プラザ」という。）が滋賀県からの補助を受けて実施するものです。

本補助金は、滋賀県が「地域再生計画（滋賀県移住就業支援事業・滋賀県起業支援事業）」に定める社会的事業の分野においてデジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業をする者およびSociety5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野においてデジタル技術を活用した事業承継または第二創業をする者に、起業、事業承継または第二創業に要する経費の一部を補助する事業（以下「補助対象事業」という。）および支援機関による伴走支援の実施により、効果的な起業を促進し、地域課題の解決を目指すことを目的としています。

2. 補助対象者

補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、「新たに起業する者」、「事業承継を行う者」または「第二創業を行う者」とし、次のすべての要件に該当する者とします。

ア 滋賀県内に居住していること、または、補助事業の完了日までに滋賀県内に居住することを予定していること。

イ 法令遵守上の問題を抱えている者でないこと。

ウ 滋賀県税を滞納していないこと。

エ 事業実施にあたり、県内支援機関による伴走支援を希望すること。

（県内支援機関とは、原則、滋賀創業サポートネットワーク会員（市町、商工会、商工会議所、信用保証協会、中小企業団体中央会、金融機関、プラザ等）とする）

2 第1項に規定する「新たに起業する者」とは、令和5年4月1日から補助事業の完了日までに、個人事業の開業届の提出、もしくは株式会社、合名会社、合資会社または合同会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の設立を滋賀県内で行い、その代表者となる者をいう（令和5年4月1日より前に既に設立されている法人、あるいは開業届出がなされている個人事業主は対象外。ただし、既存事業とは異なる新たな事業を行う法人等の設立、あるいは新たに開業届出を行う者は対象。）。

3 第1項に規定する「事業承継を行う者」とは、令和5年4月1日から補助事業の完了日までに、Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業を、事業承継により滋賀県内で実施する個人事業主もしくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の代表者となる者をいう。

4 第1項に規定する「第二創業を行う者」とは、すでに事業を営んでいる個人事業主もしくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等が、第二創業により既存事業と異なる Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業を、滋賀県内で取り組む者をいう。

5 補助対象者に対応する応募区分は以下の通りとする。

| | | | |
|-------|----------|----------|----------|
| 補助対象者 | 新たに起業する者 | 事業承継を行う者 | 第二創業を行う者 |
| 応募区分 | 起業 | 事業承継 | 第二創業 |

6 前項の規定にかかわらず、申請を行う者または設立される法人の役員等が、次の各号に該当する者は補助対象としないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (7) 第2号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

3. 補助対象事業

本事業における補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとします。

- (1) 滋賀県が地域再生計画において定める分野（注1）において、地域の課題の解決に資する社会的事業であり、次の要件をすべて満たすものであること。
 - ア 本県の地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）。
 - イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）。
 - ウ 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）。
 - エ 生産性の向上・機会損失の解消や、顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）。
- (2) 滋賀県内で実施する事業であること。
- (3) 令和5年4月1日から補助事業の完了日までに新たに起業および事業承継または第二創業をする事業であること。
- (4) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (5) 公的な資金を用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。
- (6) 本補助事業期間内に、同一の事業計画で国、県、市町（独立行政法人を含む）から補助金、助成金の交付等を受けて行う事業でないこと。

4. 補助対象経費

下記に掲げる補助対象事業の実施に直接必要な経費とし、交付決定日以降に、発注、購入、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって本事業以外の事業に係る経費と明確に区別できるものに限りします。

詳細は【別紙1】を参照してください。

5. 補助限度額・補助率

補助限度額、補助率については、次のとおりとします。

| 補助限度額 | 補助率 |
|---------|--------|
| 上限200万円 | 2分の1以内 |

[注記] 1事業者あたり1件のみとします。

6. 補助対象期間

交付決定日から令和6年1月31日までを対象とします。

7. 補助金の支払い

補助金の支払いは補助対象事業が終了し、補助金の額の確定後に後払いとします。

8. 応募方法

次の提出書類に必要事項を記入のうえ、下記提出先（事務局）まで持参していただくか、郵送により提出してください。

*提出先： 〒520-0806 大津市打出浜2-1 （コラボしが21内）
（事務局） 公益財団法人滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 創業支援課
電話： 077-511-1412 FAX： 077-511-1418
E-mail： in@shigaplaza.or.jp

*受付期間： 令和5年4月12日（水）から令和5年5月15日（月） 12:00（必着）
申請書を持参する場合の受付時間は、平日の9:00～17:00とします。
ただし、土、日、祝日は除き、最終日5月15日（月）は12:00 要必着。

9. 応募時提出書類

次の提出書類一覧の書類を必要部数提出してください。

（別添チェックリストを参照）

必要な様式は、プラザのホームページから関係様式をダウンロードすることも可能です。

<http://www.shigaplaza.or.jp>

<応募時提出書類一覧>

- ① 様式第1号：事業計画認定申請書
- ② 事業計画書①（事業計画概要等）

(応募区分が「起業」の場合は「事業計画書①-1」を、応募区分が「事業承継」または「第二創業」の場合は「事業計画書①-2」を提出してください。)

- ③ 事業計画書② (資金計画等)
 - ④ 事業計画書③ (経費明細書)
 - ⑤ 様式第1号添付資料 別紙1: 滋賀県税に関する誓約書 兼 調査に関する同意書
 - ⑥ 様式第1号添付資料 別紙2: 居住地に関する誓約事項
 - ⑦ 様式第1号添付資料 別紙3: 暴力団等排除に関する誓約書
 - ⑧ 様式第1号添付資料 別紙4: 提出書類チェックリスト
(チェックリストの内容は応募区分ごとに違うため、ご注意ください)
 - ⑨ 経費明細書の積算根拠資料 (可能な限り)
 - ⑩ その他添付書類<起業、事業承継、第二創業により必要書類が異なりますので、提出資料チェックリストをご確認ください。>
- ※ 提出された書類はお返ししません。
 - ※ 提出された書類は、本事業に必要な一連の業務遂行のためのみに利用し、申請者の個人情報および事業内容の秘密は保持するとともに、目的以外での使用はいたしません。
 - ※ その他添付書類として提出いただく資料の中には、本籍や個人番号(マイナンバー)が記載される場合がありますが、本籍・個人番号の記載は不要です。「本籍・個人番号を省略した物を取得する」、「記載箇所を無地の紙等で隠してコピーする」等の対応をお願いします。
 - ※ 「経費明細書の積算根拠資料」については、応募時点では可能な限りの提出をお願いしますが、二次審査会により採択決定となった際には必ず提出していただきますので、早い時点でのご準備をお願いします。

○経費明細書の積算根拠資料の例

| | 費目 | 積算根拠資料の例 |
|----|------------|--------------------------------|
| 1 | 人件費 | ・給与規程・雇用契約書 |
| 2 | 店舗等借入費 | ・見積書・仕様書 |
| 3 | 設備費 | ・見積書・仕様書 ・金額がわかるカタログ |
| 4 | 原材料費 | ・見積書・仕様書 |
| 5 | 知的財産権等関連経費 | ・見積書・過去の実績等金額の根拠 ・専門家選定の理由書 |
| 6 | 謝金 | ・見積書・過去の実績等金額の根拠 ・専門家選定の理由書 |
| 7 | 旅費 | ・社内旅費規程 (無い場合は不要) |
| 8 | マーケティング調査費 | ・見積書・仕様書 |
| 9 | 広報費 | ・見積書・仕様書 |
| 10 | 外注費 | ・見積書・仕様書 |
| 11 | 委託費 | ・見積書・仕様書 |

- ※ 見積書等は写しをご提出ください。

- ※ 一度の購入で合計金額が10万円以上となる場合、2者以上に見積徴取してください。日本で一者しか販売していない等、正当な理由がある場合は選定理由書をご提出ください。

10. 審査および採択決定

事業計画認定申請書の内容を、以下の観点から総合的に評価・審査した上で、予算の範囲内で採択事業を決定します。なお、書類審査による一次審査と、申請者のプレゼンテーションによる二次審査を実施します。採択の結果は、申請者および支援機関の支援者あてに通知します。

<一次審査>

提出いただいた資料により、書面審査を行います。

- ・審査時期：6月5日～6月9日頃を予定。

「審査結果および一次審査合格者への二次審査の案内」も同時期の予定となります。

<二次審査>

申請者のプレゼンテーションによる審査を行います。伴走支援者の方もご出席願います。

- ・審査時期：6月19日～6月23日頃を予定。

※一次審査から二次審査までの期間は短いため、早めに二次審査のプレゼンテーションの準備をされることを推奨します。

<主な評価基準>

- ① 本県の地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）
- ② 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）。
- ③ 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）。なお、本評価基準の参考とするため、関係する市町へ申請内容を提供します。
- ④ 生産性の向上・機会損失の解消や、顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）。

※ 審査の途中経過、および審査結果についてのお問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご承知ください。

※ 採択された申請者には、別に定める補助金交付要綱に基づき補助金交付申請書を提出いただき、補助金交付決定を行います。

※ なお、本事業は、予算の範囲内で採択事業を決定するため、採択されることになった場合においても、提案された金額のすべてに応じられない場合があります。

11. 交付申請

(1) 二次審査により採択決定となった場合、別に定める補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書（様式第3号）および経費明細書の積算根拠となる資料を提出してください。

<交付申請時提出書類一覧>

- ① 交付申請書 様式第3号
- ② 事業計画書①（事業計画概要等）
（応募区分が「起業」の場合は「事業計画書①-1」を、応募区分が「事業承継」または「第二創業」の場合は「事業計画書①-2」を提出してください。）
- ③ 事業計画書②（資金計画等）
- ④ 事業計画書③（経費明細書）
- ⑤ 経費明細書の積算根拠資料

12. その他留意事項

- (1) 本補助事業の実施にあたっては、支援機関の支援者による指導、助言等を受けていただきながら遂行してください。
- (2) 9～10月と11～12月頃に合計2回の進捗報告会（書面報告等の場合もあり）を開催します。日時等詳細は別途ご案内させていただきますので可能な限り、補助事業者、支援者ともに出席してください。
- (3) 補助金交付申請手続きを円滑に進めるため、各種申請書類の提出前に、必ず提出先（事務局）あて連絡をお願いします。
- (4) 同一の事業計画で国、県、市町（独立行政法人を含む）から補助金、助成金の交付等を受けて行う事業がある場合は、この補助金に応募することはできません。
- (5) 採択の後、交付決定となった方については、補助対象者名、事業テーマ等を滋賀県庁・プラザのホームページ等にて公表します。
- (6) 補助事業期間完了後、5年間は事業化等の報告が必要となりますので、この期間内は滋賀県内に居住し、事業を実施する必要があります。（期間内に県外への転居や事業を廃止する場合、補助金の返還等の措置を取る可能性があります。）

注1

滋賀県が地域再生計画において定める分野とは、以下の通りです。

- ・地域活性化に資する分野
- ・まちづくりの推進
- ・過疎地域の活性化
- ・買い物弱者支援
- ・地域交通支援
- ・子育て支援
- ・社会福祉関連

- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
- ・CO₂ネットゼロ社会の実現
- ・SDGsにつながり持続可能な滋賀を目指す取組

【令和5年度 滋賀県起業支援事業 滋賀県起業支援金 募集要項 別紙1】

(1) 補助対象経費は、次のとおりです。

| 経費区分 | | 対象経費〔対象となる経費、対象とならない経費の主なもの（例示）〕 |
|------|--------|---|
| 人件費 | 人件費 | <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業に直接従事する従業員（パート、アルバイトを含む。）に対する給与（賞与・諸手当を含む。）および賃金の内、支払いが明確なもの（直接従業員の口座に振り込まれた金額）。 ※確認のため、一か月毎に賃金にかかる資料をプラザに提出する事。 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費を支払った際に発生する預り金（例：所得税・住民税・社会保険料の本人負担分・財形貯蓄等による控除額） ・雇用主が負担する社会保険料、労働保険料等の法定福利費 ・通勤手当、交通費に含まれる消費税および地方消費税相当額 ・法人の場合は、代表者および役員（監査役、会計参与を含む）の人件費 ・組合の場合は、役員および組合員の人件費 ・個人事業主の場合は、本人の人件費 ・食事手当、レクリエーション手当等の飲食、娯楽に当たる手当 |
| 事業費 | 店舗等借入費 | <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県内の店舗、事務所、駐車場の賃借料、共益費 ※補助事業実施期間外を含む借用に対する賃料等を補助事業実施期間内に支払った場合は、日割り計算により、補助事業実施期間内分のみ補助対象となります。 ・滋賀県内の店舗、事務所、駐車場の借入に伴う仲介手数料 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗・事務所の賃貸契約に係る敷金・礼金・保証金等 ・火災保険料、地震保険料 |

| | | |
|--|------|---|
| | 設備費 | <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県内の店舗、事務所の開設に伴う外装工事、内装工事費用（住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専用部分に係るもののみ） ・滋賀県内で使用する機械装置、工具、器具、備品の調達費用 <p>※外装工事・内装工事および設備で単価 50 万円（税抜）以上のものについては、補助事業終了後も一定期間において、その処分等につきプラザへの承認手続を要する義務があります。</p> <p>※リースの場合、補助事業実施期間外を含む借用に対するリース料を補助事業実施期間内に支払った際は、日割り計算により、補助事業実施期間内分のみ補助対象となります。</p> <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品（10 万円（税込）未満の物品） ・中古品購入費 ・不動産の購入費 ・汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物品の調達費用 ・滋賀県外の店舗・事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用（住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専用部分に係るもののみ） ・滋賀県外で使用する機械装置・工具・器具・備品の調達費用 ・撤去・解体工事。ただし、工業者が設置した工事に必要な仮設の物（足場等）の撤去・解体費用は補助対象となる。 ・廃棄処分費（補助対象となる工事に伴う廃棄処分費も補助対象外です） |
| | 原材料費 | <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試供品、サンプル品の製作に係る経費（原材料）として明確に特定できるもの（補助事業期間内に使い切ることを原則とします。） <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主として販売のための原材料仕入れ・商品仕入れとみなされるもの |

| | | |
|---------------|--|---|
| 知的財産等 関連経費 | | <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業と密接に関連し、その実施に当たり必要となる特許権等（実用新案、意匠、商標を含む）の取得に要する弁理士費用（国内弁理士、外国現地代理人の事務手数料） ・外国特許出願のための翻訳料 ・先行技術の調査に係る費用 <p>※事業完了までに出願手続きおよび費用の支払いが完了していることが条件です。</p> <p>※出願人は本補助金への応募者（法人の場合は法人名義）のみとします。</p> <p>※補助事業者に権利が帰属することが必要です。</p> <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他者からの知的財産権等の買い取り費用 ・特許庁に納付される出願手数料等（出願料、審査請求料、特許料等） ・拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費 ・国際調査手数料・国際予備審査手数料において、特許庁に納付される手数料 ・外部の者と共同で申請を行う場合の経費 ・本補助事業と密接な関連のない知的財産権等の取得に関連する経費 ・他の制度により知的財産権の取得について補助等の支援を受けている場合 |
| 謝金 | | <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業実施のために必要な謝金として、依頼した専門家等に支払われる経費 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本補助金の応募に関する応募書類等作成代行費用 ・一回 10 万円を超える謝金 ・源泉徴収分 |
| 旅費 | | <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業の実施に当たり必要となる販路開拓・本補助事業の具体的な広報を目的とした国内・海外出張旅費（交通費・宿泊料）の実費（事業者本人および従業員。「上記“謝金”」において対象となった専門家に対するものも含まれます。） <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料金、レンタカー代等、公共交通機関以外のものの利用による旅費（鉄道のグリーン車利用料金、航空機の国内線プレミアムシート等および国際線のファーストクラス、ビジネスクラス料金も対象となりません。） ・旅行代理店の手数料 |

| | | |
|-----|------------|--|
| | マーケティング調査費 | <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場調査費、市場調査に要する郵送料・メール便などの実費 ・調査に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切手の購入を目的とする費用 |
| | 広報費 | <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費、展示会出展費用（出展料・配送料） ・宣伝に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用 ・ダイレクトメールの郵送料・メール便などの実費 ・販路開拓に係る事業説明会開催等費用 <p>【対象とならない経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切手の購入を目的とする費用 |
| | 外注費 | <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費 <p>（例）Webサイト作成費、ECサイト出展料、ソフトウェア開発費、デザイン開発費、分析（食品）費等</p> |
| 委託費 | 委託費 | <p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費 ※委託契約の締結が必要です。 <p>（例）市場調査について調査会社を活用する場合、開発研究等の一部を委託機関等に委託するための経費</p> |
| その他 | その他 | プラザ理事長が必要と認めた経費 |

※留意事項

- ①・原則、「金融機関からの振込による後払い」の経費を補助対象とします。
- ・「前払い」の場合はその旨が契約書等に記されている必要があります。
 - ・「現金払い」は、現金での支払しか受け入れていない公的機関等への支払いの場合、補助対象となります。
 - ・「クレジットカード払い」は、特段の理由が無い限り、行わないでください。「領収書」「クレジットカード利用明細書」「利用代金が引き落とされた通帳」等の証拠書類の提出が必要となり、手続きが煩雑になる他、資料の不足により補助対象にならない可能性があります。なお、「一括払い」かつ「引き落とし日が補助期間内である事」が条件です。

②上記に区分される費用においても下記に該当する経費は対象となりません。

- ・クレジットカードによる支払いで、口座からの引き落とし日が補助期間終了後となった経費
- ・クレジットカードによる支払いによる、獲得ポイント分
(補助対象経費と相殺します)
- ・クーポン、ポイント、金券、商品券、振興券、マイレージ等、法定通貨以外での支払い
- ・QRコード決済・バーコード決済・交通系カード決済での支払い
- ・商号の登記、会社設立登記、登記事項変更等に係る登録免許税
- ・定款認証料、収入印紙代
- ・その他官署に対する各種証明類取得費用(印鑑証明等)
- ・通信運搬費(電話代、切手代、インターネット利用料金等)、光熱水費
- ・事務用品・衣類・食器等の消耗品に類する費用、雑誌購読料、新聞代、書籍代
- ・団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料、一括広告費
- ・飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待の費用
- ・自動車等車両の修理費・車検費用
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- ・公租公課(消費税および地方消費税等)、源泉徴収分(所得税等)、各種保険料
- ・振込手数料
- ・借入金などの支払利息および遅延損害金
- ・個人事業主の場合は本人および個人事業主と生計を一にする三親等以内の家族への発注
- ・上記を含め、他の事業や補助対象外の経費との明確な区分が困難である経費
- ・上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費